

退職所得等の分離課税及び納入申告書について

退職所得（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市民税・県民税は、他の所得と分離して計算を行い、退職所得等を支給する際に徴収し、支給を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、納税義務者が住所を有する市町村に納入してください。

☆ 税額の計算

(1) 退職所得の金額

退職所得 = (退職金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (千円未満切捨て)

勤続年数が5年以下の場合、1/2措置の適用有無が下記条件により異なります。

従業員		役員等
退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残高：300万円以下の部分	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残高：300万円超の部分	1/2適用なし
1/2適用あり	1/2適用なし	

(2) 退職所得控除額の計算

- 勤続年数（※）が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数（控除額が80万円に満たない場合は80万円）
- 勤続年数（※）が20年を超える場合
80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
- 障害者となったことに直接基因して退職したと認められる場合
(①または②の額) + 100万円

※ 勤続年数は、○年○ヶ月まで記載してください。なお、一ヶ月未満の端数（日数）がある場合は、切り上げます。

(3) 特別徴収すべき税額の計算方法

上記(1)で計算した 退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税額	県民税額

※特別徴収税額に百円未満の端数がある場合は、それぞれ端数を切り捨てます。

(4) 特別徴収義務者が個人事業主の場合

- 納入について
特別徴収納入書表面の「退職所得分」欄に納入する税額を記載のうえ、納入してください。
- 申告について
納入申告については、特別徴収納入書裏面の市民税・県民税納入申告書は使用せず、別途、右の「納入申告書」に必要事項を記載のうえ、右記住所まで提出してください。

市民税・県民税納入申告書						
加古川市長 様			年 月 日提出	年 月徴収分	人 員	人
退職手当等支払金額				円		
特別徴収税額	市民税		円			
	県民税		円			
	合計税額		円			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。						
特別徴収義務者	〒 所在地又は住所					
	名称又は氏名					
個人番号						
納税義務者別内訳	住所 加古川市			氏名		
	退職支払金額	勤務年数	市民税額	県民税額	合計税額	
	円	年 月	円	円	円	
	役員 役員以外	先順位の支払	支払済退職支払金額	支払済市民税額	支払済県民税額	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有	円	円	円		
納税義務者別内訳	住所 加古川市			氏名		
	退職支払金額	勤務年数	市民税額	県民税額	合計税額	
	円	年 月	円	円	円	
	役員 役員以外	先順位の支払	支払済退職支払金額	支払済市民税額	支払済県民税額	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有	円	円	円		

・この内訳欄に記入しきれない場合は、ご連絡ください。

《提出先》

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000

加古川市 収税課 収納係

電話 079-427-9170 (直通)